年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで

私は、昭和46年4月から勤め始めたが、そのころに国民年金の加入手続を行い、以後の国民年金保険料を納付した。申立期間については、いったん勤めを辞めて専門学校に通っていたが、父から、「お金を送るから、国民年金はちゃんと納めなさい。」と言われたので、引き続き納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立 人は、申立内容のとおり、昭和 46 年4月ごろに国民年金の加入手続を行っ たことが確認でき、同手続後については、51 年4月の結婚後の任意被保険者 期間を含め、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付していることから、 申立人は、年金制度をよく理解し、納付意識は高かったと認められる。

また、申立期間は1年と短期間であり、その前の期間は納付済み(後の期間は厚生年金保険の被保険者)である上、申立人は、その父親からの仕送りで国民年金保険料を納付し続けていたとしているとともに、納付済みとなっている昭和46年度と申立期間の47年度で住所の異動は無いとしており、申立人が申立期間の1年を未納のまま放置しておいたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から45年3月まで

昭和 47 年9月ごろに国民年金の加入手続を行い、36 年4月1日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得した。加入手続後は、47 年 10 月以降の国民年金保険料を現年度納付するとともに、36 年4月から 47 年9月までの未納分についても、過年度納付及び特例納付により、すべて納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、申立内容のとおり、昭和 47 年9月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが確認できるとともに、申立人が所持する国民年金手帳及びA市の国民年金被保険者カードにより、36 年4月1日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人は、現年度納付、過年度納付及び第2回の特例納付により、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人は、国民年金の加入手続後については、年金制度をよく理解し、納付意識は高かったと認められる。

また、申立人は、第2回の特例納付により、昭和36年4月から46年12月までの国民年金保険料について、複数回に分けて、申立期間を除いてすべて納付していることが確認できることから、計画的に未納を無くすように努力していたことがうかがえ、前後の期間が特例納付により納付済みである申立期間について、申立人が未納のまま放置しておいたとは考え難い。

さらに、申立期間直後である昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの期間について、申立人が所持していた領収証書に基づき、記録が訂正されていることから、これに近接する申立期間の納付記録にも誤りがある可能性が高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 5月、55 年 10 月から 56 年 3 月までの期間及び 57 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年5月

② 昭和55年7月から56年3月まで

③ 昭和57年4月から同年12月まで

申立期間①については、未納の督促があって納付したにもかかわらず、 未納とされているのは納得できない。

また、申立期間②及び③については、昭和 57 年 12 月ごろ、市役所で児童扶養手当の手続を行った時に、市職員から、「国民年金に未納があると児童扶養手当がもらえない。」と言われたので、言われたとおりまとめて納付したにもかかわらず、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和54年2月に国民年金に任意加入後、同年6月から口座振替により国民年金保険料を納付していたことが、市が保管する「国民年金保険料納付書送付依頼書」により確認できるところ、申立期間①の55年5月分については残高不足等により引き落とされなかったことが考えられるが、申立人は、「未納の督促があって納付した。」と記憶している上、その翌月分が納付済みとなっていることから、申立人が、申立期間①の1か月だけを未納のまま放置しておいたとは考え難い。

また、申立期間②のうち、昭和55年10月から56年3月までの期間及び申立期間③については、申立人は、「57年12月ごろ、市役所で児童扶養手当の手続を行った時に、市職員から、『国民年金に未納があると児童扶養手当がもらえない。』と言われたので、まとめて納付した。」と主張していると

ころ、国民年金保険料の未納が無いことが児童扶養手当の支給要件であるという事実は無いものの、社会保険事務所の特殊台帳(マイクロフィルム)により、申立人が57年12月25日に、56年4月から57年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人は、児童扶養手当の手続時に、「国民年金に未納があると児童扶養手当がもらえない。」と考え、市職員から言われたとおりに保険料を納付したものと推認できるが、57年12月の時点において、その過年度納付記録のある期間の前後に当たる、過年度納付することが可能な55年10月から56年3月までの期間及び現年度納付となる57年4月から同年12月までの期間の保険料を納付せずに、その間の期間だけを納付したと考えるのは不自然である。

一方、申立期間②のうち、昭和55年7月から同年9月までの国民年金保険料については、57年12月の時点において、時効により納付することができない上、申立人が同期間について保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和55年5月、55年10月から56年3月までの期間及び57年4月から同年 12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から 61 年 12 月までの国民年金保険料については、 免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要 である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和30年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から61年12月まで

昭和 60 年 10 月に会社倒産のため失業し、市の窓口で国民健康保険の加入手続を行った。その後、国民年金の窓口に回され、その時既に持っていた 2 冊の年金手帳(国民年金のものと厚生年金保険のもの)を 1 冊にしてもらい、国民年金の加入手続を行うとともに、免除申請を行ったにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 10 月に会社が倒産した際の、市における国民健康保険及び国民年金の加入手続時の状況を具体的に記憶している上、その時に 2 冊の年金手帳を 1 冊にしてもらったと主張しているところ、申立人が現在所持する年金手帳を見ると、このころに 2 冊の年金手帳を 1 冊にしていることが推認でき、申立内容には信 憑 性が認められる。

また、申立人は、昭和57年度以降、申立期間を除く国民年金加入期間の国 民年金保険料について、すべて納付済み又は納付免除となっており、申立期 間のみ未加入とされているのは不自然である。

さらに、申立人は申立期間当時、7か月勤めた会社が倒産して失業していたこと及び就学前の子供が2人いる母子家庭であったことから、免除申請が行われれば承認される者であったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間についての 国民年金保険料については免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和49年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月16日から同年6月20日まで

A社に勤務していた昭和49年5月に、B社への出向辞令を受け、同年5月16日からB社に勤務したが、同社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日が同年6月20日となっているため、同年5月が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

転勤の前後で勤務は継続していたので、申立期間を厚生年金保険の被保 険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社(現在は、C社)保管の辞令簿により、申立人がA社及びB社に継続して勤務し(昭和49年5月16日にA社からB社に出向)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年6月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を昭和 45 年 12 月 20 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 4 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月20日から46年1月1日まで 私は、昭和45年12月20日付けで、A社B支店から、同社C支店へ転勤 したが、厚生年金保険の被保険者記録を見ると、45年12月20日に同社B 支店で資格喪失し、46年1月1日に同社C支店で資格取得とされているた め、45年12月が被保険者期間から欠落している。

転勤の前後で勤務は継続していたので、申立期間を厚生年金保険の被保 険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録、健康保険組合適用台帳、及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和45年12月20日に同社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年1月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 19 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20 年 9 月 1 日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年12月1日から20年9月1日まで

昭和 19 年 11 月に徴用の通知が自宅に来て、今まで勤めていたA市の機械工場を辞め、同年 12 月初めにB市のC社D製作所へ行きE工場の補工として働いており、その後F市のG製作所に勤務となり、終戦を迎え 20 年 8 月末ごろ帰宅した。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述、C社D製作所G製作所において技手として勤務していた同僚の日誌の記述内容、及び申立人の勤務状況についての経過説明が具体的で文献の内容とも一致していることから判断すると、申立人は、申立期間において同社E工場及び同社G製作所に継続して勤務していたことを認めることができる。

また、同社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険(当時の名称は労働者年金保険)加入に係る供述及び同社社史の厚生年金保険加入及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、C社D製作所の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、 現存する被保険者名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元され たものであることが確認できるが、年金番号を払い出す際に作成される被保険者台帳索引票については、被保険者名簿とは異なり戦災による大規模な焼失は免れているものの、何らかの事情によりかなりの数の番号の欠落が認められ、これによる被保険者名簿の復元は困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時は保険出張所)に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年9月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和 44 年法律第 78 号)附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和58年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月31日から同年6月1日まで 昭和58年6月1日付けでA社B支店から同社本社へ期間を空けずに異動 し、継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の厚生年金保険の 記録では1か月間の空白期間がある状態になっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細表、A社発行の在籍証明書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和 58 年 6 月 1 日に同社 B 支店から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和58年4月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料の納付に関する資料は既に廃棄済みであり、厚生年金保険料を納付していたか不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和58年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成3年6月1日、資格喪失日が4年11月1日とされ、当該期間のうち4年10月31日から同年11月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該事業所における資格喪失日に係る記録を4年11月1日とし、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月31日から同年11月1日まで 退職日が平成4年10月31日であるにもかかわらず、退職日と同日を厚 生年金保険被保険者資格喪失日として誤って届出された。申立期間を被保

険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る社会保険 庁の記録は、当該事業所からの記録訂正に係る届出(平成 21 年 1 月 16 日付 け)に基づき、既に平成 4 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日に記録が訂正さ れていることが確認できるものの、申立期間は、政府が保険料を徴収する権 利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条の規定によ り年金額の基礎となる被保険者期間にならないとされている。

しかし、申立人が所持する給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人が当該事業所に平成4年10月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成4年9月の社会保険事務 所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤っ た旨を認めていることから、事業主が平成4年10月31日を資格喪失日とし て届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料につ いて納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったもの の、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を控除した場 合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行して いないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月15日から48年8月25日まで 昭和49年7月、再びA社に戻って勤務した期間に、厚生年金保険の被保 険者記録があるのに、以前勤務した申立期間に、被保険者記録が無い。申立 期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言及び事業主の回答により、申立人は、申立期間において、 A社に勤務していたことが認められる。

しかし、事業主は、「当時は、厚生年金保険の加入を希望しない従業員が多かった。申立人も希望しなかったので、加入手続は行わなかった。」と回答している上、事務担当の元同僚は、「当時は、従業員全員が被保険者資格を取得していたのではない。申立人については、戻ってきた時に初めて資格取得の手続をしたのではないかと思う。」と証言している。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和49年7月1日以前において、健康保険の記号番号は連番で欠番が無く、申立人の氏名は無い。

さらに、申立期間において、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることは できない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から38年1月20日まで

Aセンターを退職した時に脱退手当金の手続をした。ねんきん特別便の記録では、最初に勤務したB社における申立期間についても、脱退手当金が支給されていることになっている。申立期間については脱退手当金をもらったという記憶が無いので、脱退手当金の支給済み記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社に勤務していた申立期間に係る脱退手当金を受給していないと主張しているが、社会保険庁の記録によると、昭和45年3月20日に、申立期間とAセンターにおける被保険者期間を基礎として支給決定されており、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証及び健康保険厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金の支給を意味する「脱C」の押印があるなど、脱退手当金に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間を計算の基礎とするものであるが、上記以外の事業所における被保険者期間は、別の被保険者記号番号で管理されていたため、未請求となったものと考えられる。

このほか、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。